

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月18日
【会社名】	シコー株式会社
【英訳名】	S H I C O H C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白木 学
【本店の所在の場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当520,030,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,522株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数の定めはありません。

(注) 1. 平成22年11月18日開催の取締役会決議によります。本件は割当予定先が保有する中国法人（3社）の持分を現物出資するものであり、当該企業の持分の譲渡については中国の設立審査機関である上海市工商行政管理局の許可を得ることが必要となっております。よって、上記設立審査機関の許可がおりない場合は無効となる条件付の総数引受契約を同日当該決議後に締結しております。中国大使館の認証を受けた登記簿謄本を入手するなどの当社として許可を得るために必要な書類の準備は既に始めており、問題が生じても追加対策を実行し払込期日までに許可が得られるように入念に準備を行っております。経験豊富な代理人を選定するなど設立審査機関の許可を得るに当たって最善の策を講じており、現時点では許可を得るに当たっての支障はない見込みであります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	4,522株	520,030,000	260,015,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	4,522株	520,030,000	260,015,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。全額を株式会社シンクテック・インベストメントへ現物出資の方法により割り当てます。現物出資財産の内容は株式会社シンクテック・インベストメントの100%子会社である中国法人3社の全持分であり、上海普容尼精密模具有限公司の持分100%を219,075,000円、上海普容尼模塑有限公司の持分100%を115,000円、上海敏動機電有限公司の持分100%を300,840,000円で評価しております。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 発行数並びに発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成22年11月17日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値並びに現物出資財産の日本円への換算については同日の中国の国家外貨管理局における換算レート（1元＝12.54円）を基準として算出した契約額であります。

4. 現物出資財産たる企業の概要及び弊社との関係は以下のとおりであります。

商号	上海普容尼精密模具有限公司		
事業内容	金型部品の製造販売		
設立年月日	平成17年4月30日		
本店所在地	上海市松江區中山街道茸梅路669号2		
代表者の役職・氏名	総経理・門利昭		
出資金*	24,421,539円 (295,500,622円)		
純資産（平成21年12月31日現在）*	17,975,032円 (217,497,890円)		
総資産（平成21年12月31日現在）*	18,770,567円 (227,123,860円)		
決算期	12月		
従業員数	32名		
主要取引先	思考電機（上海）有限公司・上海思考電子有限公司		
出資者及び持分比率	株式会社シンクテック・インベストメント 100%		
主要取引銀行	㈱三菱東京UFJ銀行		
当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	弊社子会社が金型等を購入しております。 (平成21年12月期 取引額 26,793円 + 2,197,749円) (中国の会社間であり日本の会社法の適用範囲外ではありますが、親会社の弊社にて利益相反取引につき取締役会の承認を受けております。)	
	関連当事者への該当状況	当該会社は弊社の関連当事者に該当します。	
最近3年間の業績			
	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高*	7,289,513円 (88,203,107円)	7,054,753円 (85,362,511円)	6,860,094円 (83,007,137円)
営業利益*	641,264円 (7,759,294円)	982,637円 (11,889,908円)	238,815円 (2,889,662円)
経常利益*	639,982円 (7,743,782円)	988,137円 (11,956,458円)	242,765円 (2,937,457円)
当期純利益*	639,982円 (7,743,782円)	988,137円 (11,956,458円)	242,765円 (2,937,457円)

* カッコ内には平成22年10月29日の中国の国家外貨管理局における換算レート 1元 = 12.1円で換算した円貨額を記載しております。

商号	上海普容尼模塑有限公司		
事業内容	検査測定データアップサービス		
設立年月日	平成16年7月13日		
本店所在地	上海市松江區中山街道茸梅路669号2		
代表者の役職・氏名	総経理・森 晶子		
出資金*	1,655,350元 (20,029,735円)		
純資産(平成21年12月31日現在)*	167,636元 (2,028,395円)		
総資産(平成21年12月31日現在)*	986,829元 (11,940,388円)		
決算期	12月		
従業員数	9名		
主要取引先	思考電機(上海)有限公司・上海思考電子有限公司		
出資者及び持分比率	株式会社シンクテック・インベストメント 100%		
主要取引銀行	㈱三菱東京UFJ銀行		
当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	弊社子会社が検査測定を依頼しております。 (平成21年12月期 取引額 82,910元) (中国の会社間であり日本の会社法の適用範囲外ではありますが、親会社の弊社にて利益相反取引につき取締役会の承認を受けております。)	
	関連当事者への該当状況	当該会社は弊社の関連当事者に該当します。	
最近3年間の業績			
	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高*	2,309,123元 (27,940,388円)	2,023,912元 (24,489,335円)	765,566元 (9,263,349円)
営業利益*	422,000元 (5,106,200円)	100,937元 (1,221,338円)	1,018,419元 (12,322,870円)
経常利益*	421,993元 (5,106,115円)	96,437元 (1,166,888円)	938,682元 (11,358,052円)
当期純利益*	421,993元 (5,106,115円)	96,437元 (1,166,888円)	938,682元 (11,358,052円)

*カッコ内には平成22年10月29日の中国の国家外貨管理局における換算レート1元=12.1円で換算した円貨額を記載しております。

商号	上海敏動機電有限公司		
事業内容	各種モータの開発製造販売		
設立年月日	平成16年12月20日		
本店所在地	上海市松江區中山街道茸梅路368号 9		
代表者の役職・氏名	総経理・宮崎 辰宗		
出資金*	26,484,800元 (320,466,080円)		
純資産（平成21年12月31日現在）*	18,217,797元 (220,435,347円)		
総資産（平成21年12月31日現在）*	19,308,258元 (233,629,922円)		
決算期	12月		
従業員数	136名		
主要取引先	上海思考電子有限公司・M-LINK		
出資者及び持分比率	株式会社シンクテック・インベストメント 100%		
主要取引銀行	瑞穂実業銀行（中国）有限公司、中国建設銀行		
当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	弊社子会社に製品の材料を販売しています。 (平成21年12月期 取引額 2,123,750元) (中国の会社間であり日本の会社法の適用範囲外ではありますが、親会社の弊社にて利益相反取引につき取締役会の承認を受けております。)	
	関連当事者への該当状況	当該会社は弊社の関連当事者に該当します。	
最近3年間の業績			
	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高*	17,688,403元 (214,029,676円)	28,069,045元 (339,635,445円)	20,511,547元 (248,189,719円)
営業利益*	303,092元 (3,667,413円)	471,880元 (5,709,748円)	104,159元 (1,260,324円)
経常利益*	289,067元 (3,497,711円)	493,996元 (5,977,352円)	104,912元 (1,269,435円)
当期純利益*	289,067元 (3,497,711円)	493,996元 (5,977,352円)	104,912元 (1,269,435円)

*カッコ内には平成22年10月29日の中国の国家外貨管理局における換算レート1元=12.1円で換算した円貨額を記載しております。

5. 現物出資の公正性・妥当性について

本現物出資の公正性・妥当性を担保するために公認会計士が代表を務め財務コンサルティングを行っている株式会社MAACパートナーズ（以下、MAACパートナーズといたします。）を第三者機関として選定し、上記3社の評価を依頼しました。

出資持分の評価方法としてインカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、ネットアセット・アプローチがありますが、マーケット・アプローチについては3社とも中国法人であり事業内容及び事業規模で類似する会社がないことから行なっておりません。インカム・アプローチについては将来の予測や見込みという不確実性が伴う事業計画に基づく将来のフリーキャッシュフローを基に評価を行うため、少数株主保護の観点から採用すべきではないという意見を監査役よりいただき当社としてもそうすべきであると考え採用しておりません。

よって各社ともにネットアセット・アプローチのみを採用し、具体的には不動産や有価証券等の重要な資産のみ時価評価（但し、全3社ともに時価評価可能な資産は保有しておりませんでした。）し、それ以外は適正な帳簿価額で評価する修正簿価純資産方式を採用した評価報告書をMAACパートナーズより受領しました。会社別の評価金額は下記の通りです。

なお、MAACパートナーズは3名で本年の8月16日から8月21日までの間上海に赴き上記3社を訪問し各社の帳簿を確認し、預金通帳との照合を行ないまた不明点については担当者に質問等を行った上で、発見した誤謬については修正を加えた上で評価を行っております。具体的には上海普容尼精密模具有限会社については、滞留棚卸資産の取り崩し、貸倒引当金の追加計上、回収見込みのない前渡金の取り崩し等を処理し559,793元の純資産を減少する計算を行っております。上海普容尼模塑有限公司については、未払ロイヤリティの計上、債務として認識する必要性のない退職者に対する未払給与・賞与引当金の取り崩し等を処理し、455,388元の純資産を減少する計算を行っております。上海敏動機電有限公司については資産性のない棚卸資産の損失処理、未払給与の追加計上、返品分の売上減少処理等を行い、734,178元の純資産を減少する計算を行っております。

MAACパートナーズの3名の訪問者は全て日本の公認会計士の資格を持ち会計を熟知され、大手監査法人で十分な会計監査の経験を持ち、当社グループとこれまで何ら取引がなく利害関係のない第三者であります。そのMAACパートナーズが行った財務調査（デューデリジェンス）であり、修正した会計処理並びに調査の結果に関する報告書もいただいた上で説明会も開催されております。加えて元々3社は中国の大手会計事務所と顧問契約を締結し定期的に会計処理の確認をいただいており一定品質以上の会計処理をしているものと理解していますが、さらに上記第三者機関による財務調査も受けておりその後も会計数値に関する確認を毎月行っておりますので、当社としては3社の財務諸表については評価の根拠として十分信頼に足りるものだと考えております。

会社名	評価金額（元）
上海普容尼精密模具有限会社	17,473,251元 (211,426,342円)
上海普容尼模塑有限公司	747,487元 (9,045,594円)
上海敏動機電有限公司	23,998,388元 (290,380,500円)

カッコ内には平成22年10月29日の中国の国家外貨管理局における換算レート1元 = 12.1円で換算した円貨額を記載しております。

上海普容尼模塑有限公司以外は上記評価額を基に割当相手先と交渉しその金額で合意を得ることができました。上海普容尼模塑有限公司については前期並びに今上期の赤字により少額ですが債務超過となっておりますが、今回の現物出資が具体化する前から構造改革のため経営陣の刷新・固定費の削減による損益分岐点の引下げを行っていることを確認していることからその部分も勘案し、備忘価額として当社株式1株で評価することで合意できました。

未上場会社であるため現金化する上で多くの時間と労力を必要とする非流動性リスクがありますが、グループの一員として永続的に事業を行なう目的で取得するものでありリスクは確かにありますが、転売を前提としていないため減額する論拠としては弱いと考え先方にリスクを理由とした減額を主張しておりません。また中国法人であるため経営行動の上での制約があるカントリーリスクはありますが、中国法人であるがゆえに低コストで製造可能となっているものであり同様に先方に減額を主張しておりません。

むしろ今後成長が見込まれる市場向けの製品若しくは関連する技術を扱い、大きく市場を創出する可能性のある市場への転用が期待される技術を持ち、優良な顧客や優秀な技術者を抱え、ノウハウを保有している部分は評価に反映されていないことを考えると、資本充実の原則を鑑みても出資対象財産の評価は妥当であると考えます。当該3社は弊社子会社の取引先等であり、品質・技術水準・コスト等いずれも満足できるレベルにあることは当然確認

しております。

割当先が現物出資財産を取得した経緯については、株式会社シンクテック・インベストメントはベンチャーキャピタルとしてコストの低い中国において日本の金型製造技術を移植するのであればビジネスとして成功する確立は高いと考え、金型に関する技術を有している京都の金型製造会社のプロニクス株式会社に対して話をもちかけて上海普容尼精密模具有限公司・上海普容尼模塑有限公司の設立資金として平成17年6月にUS\$1,200,000を貸与し、同9月に更にプロニクス株式会社に対し110,000,000円を貸与したものであります。

さらに上海普容尼精密模具有限公司・上海普容尼模塑有限公司の持分取得を目的に平成20年11月にプロニクス株式会社に対し86,000,000円を貸与しました。本割当に先立ち株式会社シンクテック・インベストメントは出資用に貸与した資金並びに利息相当分としてプロニクス株式会社より上記2社に大連普容尼精密模具有限公司（同社は現物出資の対象とはしておりません。）を加えて取得し、平成21年11月から平成22年2月にかけて名義変更の手続きを行ったものであります。その際に3社の経営者等5名が保有する持分についても代金として合計でUS\$130,000並びに6,200,000円を支払うこととして残持分を取得しました。

なお、プロニクス株式会社は当社が株式上場を行なう前からの継続的な金型の購入先であります。株式会社シンクテック・インベストメントはプロニクス株式会社の株主で持株比率15%を保有しておりますが、上記金銭消費貸借取引以外の取引はない旨聴取しております。

また、上海敏動機電有限公司については平成16年12月30日に株式会社シンクテック・インベストメントがUS\$200,000（¥20,980,000）を出資することによって設立し、その後平成17年3月1日に増資に応じUS\$3,000,000（¥315,480,000）を追加出資しました。いずれも評価額は出資額を下回っており、シコー株式会社の利益を犠牲にして株式会社シンクテック・インベストメントの利益を図っているわけではないことを確認しております。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
115,000	57,500	1株	平成23年1月11日～ 平成23年1月14日	-	平成23年1月14日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3．申込の方法は総数引受契約を締結し、設立審査許可機関の許可後、現物出資財産の名義変更を行うものとします。なお、許可の可否を申請後30日以内に決定することとされていることから契約後、申請書類の作成、中国語への翻訳、年末年始をはさむことによる遅延等も含めて払込期日は平成23年1月14日といたしております。平成23年1月14日までに許可が下りない場合は一旦中止とします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
シコー株式会社 社長室	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号

(4) 【払込取扱場所】

現物出資のため該当ありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

現物出資ですので金銭ではありませんが、出資金(中国の法人であり株式会社ではないので出資金となります。)という形で520,030,000円相当を調達します。発行に係る諸費用の概算額は7,000,000円(消費税は含んでおりません。)となっており、その内訳は現物出資財産評価費用4,800,000円、登記費用1,800,000円、割当先等調査費用650,000円、その他費用550,000円であります。

(2) 【手取金の使途】

現物出資のため該当ありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成22年11月18日開催の取締役会において決議された第三者割当による第7回新株予約権発行(以下、「別件新株予約権」という。)の概要

- (1) 新株予約権の総数：556個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式11,120株(1個当たり20株)
- (3) 発行価額：11,831,680円(新株予約権1個当たり21,280円)
- (4) 割当日：平成22年12月6日
- (5) 払込期日：平成22年12月6日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額：1,202,072,000円(1株当たり108,100円)
- (7) 権利行使期間：平成22年12月7日から平成24年12月6日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 割当予定先及び割当方法：Oakキャピタル株式会社に対し全新株予約権を第三者割当の方法により割り当てる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要 名称、出資比率

名称	株式会社シンクテック・インベストメント
本店の所在地	神奈川県大和市中央林間6丁目5-4-605
代表者の役職・氏名	代表取締役 白木 秀子
資本金	10百万円
事業内容	株式・公社債等有価証券の取得、保有及び売却
主たる出資者及びその出資比率	坂下 絵理55% (株)シンクテック45%

b 割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人的関係	当社代表取締役の配偶者が代表を務めております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社の主力製品のオートフォーカスリニアモーターは1辺1cm未満と小さなものであり、それらは約10個程度の部品を組立てた上で構成されております。必然的にその部品は極めて小さい物でありそれらを作成する基盤となる金型の精度並びに大量生産するに当たっての耐久性の要求は高難易度で高いノウハウ・技術を要求されます。また当社グループは更なるコストダウンの追及を必要としていることから日本企業のノウハウ・技術をもち、かつ中国ローカル企業のコストを兼ね備えていることが、金型関連の2社（上海普容尼精密模具有限公司・上海普容尼模塑有限公司）を現物出資財産として受け入れる最大の理由です。

また、上海敏動機電有限公司は、第一に当社グループに新しい製品群・顧客をもたらす当社グループの今後の発展に大きく寄与するポテンシャルをもっていること第二に対象製品が当社グループのコアコンピタンスであるコアレスモーターの応用製品であり当社グループとの親和性が高いことが、現物出資財産として受け入れる理由です。

この現物出資は平成21年11月に割当予定先からシコーグループで保有したほうが成長を期待できる旨持ちかけられた話ではありますが、割当予定先側で現物出資財産の所有持分の整理が未了でしたので整理が完了した、平成22年2月に現物出資を実施する予定で進めておりました。しかしながら、当時の受注状況から当社の業績が上向くことが見込まれる半年後に行ったほうが、希薄化率も少なく既存株主にとってふさわしいと意見が監査役よりでたため当社として延期し、現在の実施となったものであります。

割当予定先は、当社グループにとってこれらのシナジーを生み出す当該3社の持分を保有しており、これを現物出資財産として現物出資していただけたことから、妥当性を熟慮の上受諾したものであります。当社代表取締役の近親者の経営する会社との取引であり、先方より持ちかけられた話ではありますが当社グループを誰よりも良く理解した上で、当社グループの事業との間で間違いなく確信を持ってシナジーの認められる会社として取得することを勧められているものであります。

現物出資財産として他の選択肢をさらに探索することも想定されますが、当社グループはM&Aを恒常的に行うためのインフラを持っておらず、規模的にそのようなインフラを持ち固定費を引き上げる方が株主の利益にも合致せず、このような当社の企業価値を向上させる低コストのM&Aの提案機会を積極的に利用することも合理的だと判断しております。

また、当社グループにとって新規商材となる製品に対する顧客からの信頼を維持・向上させないと顧客が他社へ流れてしまうリスクがあり、当社製品へ関連する技術の内部への取込という観点より、本第三者割当増資における現物出資財産の取得は機会を逃さずに早急に行う必要があるべきものと考え、かつ、グループ競争力の向上に資するという積極的な理由からも取得する必要があるものと考えております。

このような、将来の競合企業の創出の抑制・価格競争力の強化・当社製品の差別化・新規商材の獲得等を意図し、本第三者割当増資の割当予定先を割当先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数 普通株式 4,522株

e 株券等の保有方針

弊社は、株式会社シンクテック・インベストメントとの間において上記新株式の割当日から2年間において原則として割当株式の譲渡を行わない旨の確約を受けております。なお、新株式割当日から2年間において当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨、当社が当該情報を株式会社東京証券取引所へ報告する旨及び当該情報が公衆縦覧されることに同意する旨の確約書を受領しております。

f 払込みに要する資金等の状況

現物出資のため金銭の払込みはありませんが、上海普容尼精密模具有限公司・上海普容尼模塑有限公司・上海敏動機電有限公司の3社の持分を各々100%保有していることを上海市の公的機関が発行した営業許可書（日本における営業許可書と異なり出資持分が記載されており、持分変更に伴い新たに発行されます。）によって確認し、払込みに要する出資財産の保有を確認することにより出資は確実であると判断いたしました。

g 割当予定先の実態

割当先である株式会社シンクテック・インベストメントの株主は弊社代表取締役の親族及び弊社主要株主であり、反社会的勢力とは無関係であります。また割当先の役員は弊社代表取締役の配偶者のみであり反社会的勢力と無関係であり、かつ取引自体活発でなく、少ない取引先も反社会的勢力とは関係ない旨確認いたしました。割当予定先である株式会社シンクテック・インベストメントの株主・役員・子会社・その代表者については、株式会社東京エス・アール・シーに反社会的勢力との関係性について調査を依頼し、「調査の結果、対象者は反社会的勢力の該当情報がありませんでした。」と報告をいただきましたので、反社会的勢力との関係はないものと判断しております。また株式会社シンクテック・インベストメントの代表に今後とも反社会的勢力と関係をもたないこと並びに法令順守を継続することを書面にて確約いただきました。

なお割当先及びその役員又はその主要株主が反社会的勢力とは当社の知りうる限り関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資による株式の発行価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」を踏まえ、取締役会決議の前日である平成22年11月17日の終値である1株につき115,000円としております。なお、弊社の発行済株式数、今回の第三者割当増資により発行される株式数及び市場環境、割当先、資産の流動性、弊社代表取締役の親族との取引であること等を考慮し、発行価格決定に当たってはディスカウントいたしておりません。

係る発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前日、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月遡った株式会社東京証券取引所が公表した弊社普通株式の終値の単純平均値（111,750円（1ヶ月 ディスカウント なし）、121,521円（3ヶ月<ディスカウント 5.37%小数点第3位以下を四捨五入>）、139,847円（6ヶ月<ディスカウント率 17.77%小数点第3位以下を四捨五入>）となっております。これは外国為替の円高の進展等の事業環境の変化を考慮すると合理的だと考えます。かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」を踏まえて取締役会決議の前日の終値とした上で、かつディスカウントしていないことからも有利発行には該当しないものと考えております。なお、当社監査役3名全員からも同じ趣旨で有利発行に該当しないとする旨の意見を表明いただきました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

今回の第三者割当増資による発行株式数4,522株（議決権4,522個）は、発行済株式数62,240株（平成22年11月18日時点議決権62,240個）の5.8%に相当し株式の希薄化が生じます。上述の通り発行価格について取締役会決議の前日の終値を選定した上でディスカウントしておりません。更に出資財産の評価についても公正な第三者機関の評価に依拠しており、それも1社を除き原則としてネットアセット・アプローチによる評価となっております。実在する資産以外の技術・ノウハウ等は評価していません。残る1社は備忘価額として当社株式1株として評価しておりますが、債務超過の金額も前述の通り多額ではなく当社グループの株主価値の向上に役立つ技術を保有していることは取引の関係上からも確認しており、

かつ固定費の削減も行っていることから総合的に合理的であると判断しております。

この現物出資は元々本年の2月に実施する予定ですすめており、その当時の当社の株価は1株3万円から4万円程度でありました。当時の当社の受注状況を考えると株価の上昇の可能性は高く、半年後に行なった方が希薄化を少なくできるので既存株主にとって有利であり配慮すべきだという意見が監査役よりあり、当社の判断により延期し9月に実施することとしました。しかし9月に入ると同時に新株式の発行等による資金調達の検討も至急に同時並行ですすめざるを得なくなったため、現在の実施となったものであります。当社グループの企業価値向上という点から考えてまた現状を認識しているものとして、現物出資のこれ以上の延期は既存株主にとってもその間に競合企業の出現や競合企業の競争力の上昇のリスクに対して対策をとれないことを意味し長期的に見て得策ではないと考えた上で、現在実施を進めているものであり、当社なりに株式の希薄化に対する配慮はしているつもりであります。

加えて前述の通り、将来の競合企業の創出の抑制・価格競争力の強化・当社製品の差別化・新商材の獲得は当社グループの業績の向上・成長に資するものであり、発行数量は合理的であると考え、並びに結果として起こる株式の希薄化は既存株主の利益を害するものではないと判断したものであります。中長期的に企業価値を維持向上する上で大きく意義のあることであり、今回の発行数量及び希薄化は既存株主にとっても、中長期的にはプラスになることだと考えており合理的だと判断しております。

本件現物出資は金型の内製化については企業防衛という意味で株主価値の低下の可能性を減殺するものであり、残る上海敏動機電有限公司については新事業への展開による中長期的な業績向上を目指すことによる株主価値の増大を図り、結果として、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。

また上場会社が支配株主との間で重要な取引等を行うことについての決定をする場合に該当しますので、社外監査役である岩田輝正・田村裕郎両氏より連名で平成22年11月14日に意見をいただいております。

その内容は 現物出資により子会社化することの意義・必要性について、金型関連の2社については技術流出による将来の競合企業の創出を抑制することは企業防衛の一手段として経済合理性があること、上海敏動機電有限公司については負担なく将来性のある新規事業に進出できるものであることから少数株主に不利益を与えないと判断されました。また、

現物出資の必要性について当社は現在フル操業であり、設備投資についての資金需要も強いが円高の進行により自己資金の増加が図れていないこと、2年連続で財務制限条項に抵触しており期限の利益の喪失については金融機関より回避していただいているとはいえ、増額については相当に困難な状況に置かれている状況にあることから自己資金や借入金での取得は困難であるが、の通り3社の子会社は不可欠であることから妥当なスキームであり、少数株主に不利益を与えるものではないとされております。3社を単純合算した際の純資産比率（9月末現在）は85.1%で、同様に当社の連結純資産比率（9月末現在）は17.2%で子会社化により20.2%と3ポイント押し上げられると試算でき、純資産比率が改善される。

また3社中2社は赤字であるが、上海普容尼精密模具有限公司については昨年度の赤字は一昨年から半減しており、営業活動にかかるコストの削減や当社グループとしてのインフラの共通化によるコスト削減により黒字化は可能であるが、仮に黒字化できなくとも負担は小さく純資産を大きく毀損するものではないと予想されること、上海普容尼模塑有限公司については前期並びに今上期の赤字により債務超過となったが、前々期、前々々期と黒字を計上しており実績のある会社であり、今期の構造改革により7月～9月は黒字を計上していることから、仮に黒字化ができなくとも当社の連結純資産を大きく下げるものではないと予想されるとされております。

さらに手段・手続きについても取締役・監査役に事前に資料を配付した上で説明会を開催し少数株主の利益を犠牲にして代表取締役の親族の利益を図っていないか事前確認する手段がとられていること、割当株数の計算に取締役会決議の前日の終値から通常の第三者割当増資では行なわれることの多いディスカウントを行わず少数株主に配慮していること、取締役会決議において支配株主である白木学は決議に参加しないことが予定されていることなど手続き面でも少数株主に不利益がないように実施されていることから、総合的に「当社の事業の防衛・拡大を意図して行われるものであり、出資財産の評価は少数株主の利益をできるだけ損なわないように保守的に行われており、さらに手続上も公明正大に行われているため、少数株主にとって不利益にはならないものと判断する。」とされております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当（現物出資）による新株式の発行株式の総数4,522株及び別件でOakキャピタル株式会社に割当てる別件新株予約権の目的である株式の総数11,120株を合わせた15,642株に係る議決権数は15,642個となり、当社の総議決権数62,240個（平成22年7月20日現在、以下同じ）に占める割合が25.13%と25%以上となることから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
白木 学	神奈川県大和市	22,950	36.87%	22,950	29.47%
O a k キャピタル株式 会社	東京都港区赤坂8-10-24	-	-	11,120	14.28%
株式会社シンクテック	神奈川県大和市中央林間 3-28-22	11,070	17.79%	11,070	14.21%
(株)シンクテック・イン ベストメント	神奈川県大和市中央林間6 丁目5-4-605	-	-	4,522	5.81%
白木 秀子	神奈川県大和市	2,127	3.42%	2,127	2.73%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目 9-1	350	0.56%	350	0.50%
饗庭 眞清	群馬県館林市	300	0.48%	300	0.39%
野田 幹雄	神奈川県厚木市	300	0.48%	300	0.39%
シコー従業員持株会	神奈川県大和市中央林間西 三丁目9番6号	283	0.45%	283	0.36%
芳賀 俊郎	千葉県千葉市美浜区	259	0.42%	259	0.33%
計	-	37,675	60.53%	53,317	68.46%

(注) 1. 募集前の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の株主名簿に同7月20日の公募増資による4,500株の新株発行分を加味して計算しております。また、募集後の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数の割合は、募集前の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数を基準にしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年7月20日現在の発行済株式総数に、O a k キャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数11,120株及び別件第三者割当増資（現物出資）の新株式の数4,522株を合わせた15,642株に係る議決権個数15,642個を加えて算定しております。上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先であるO a k キャピタル株式会社の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は「思考する」技術者集団として独創的な製品開発に取組み、「独創的に思考したモータを通じて、世界に貢献する」という経営理念のもと、主に携帯電話に搭載される小型モータを開発してまいりました。

当社グループの主力製品の一つであるオートフォーカス・リニアモータ・アクチュエータ（スマートフォン並びに携帯電話に搭載されるカメラユニットの一部、撮影時に自動で照準を合わせる機能を受け持つ。以下、「A F L」という。）は、スマートフォン並びに携帯電話の海外を含む大手メーカーに納入しており、スマートフォンへの搭載率でトップシェアを有しております。

当社は従前も携帯電話に搭載される振動モータで高いシェアを保持しておりましたが、金型を通じての技術情報の社外流出を一つの理由としてシェアを失った可能性があります。今回のA F Lについては同じ轍を踏むことのないように金型関連の会社2社をグループ内部に取り込もうとするものであり、事業の防衛を意図して行われるものであります。

また、残る1社についても継続して利益を計上している上、環境関連に通じる新技術を持っている会社であり、負担なく新事業へ進出できる大きなメリットをもつものであります。いずれも中長期的に考えて前者の2社については当社グループの価値を下げない守りの意味で、後者の1社については業績を向上させグループの価値に貢献するものと考えております。

今後の事業展開により株主価値を大きく高めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご鞭撻を賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の中国の会社の100%の出資持分の取得は平成21年の11月に相手先よりもちかけられた話であります。現在、当社は金融機関より期限の利益の喪失を回避いただいているとはいえ2年連続で財務制限条項に抵触している中では借入による取得は難しく、フル操業で設備投資意欲が強かつ昨今の外国為替での円高による影響もあり、自己資金の増加図れていない中では自己資金での取得も難しいため他の方策を採り得ないためやむなしと考えております。

本件第三者割当による新株式の発行（現物出資）並びに別件新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25.13%となり25%以上になることから、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで監査役には従前より今回のスキームの検討会に参加いただき意見を求めたりしておりますこと等から、平成22年11月16日に社外監査役である岩田輝正・田村稔郎両氏から書面による意見をいただきました。

当現物出資については、金型を内製化することは企業防衛の一手段として経済合理性があり、残る上海敏動機電有限公司については黒字経営を継続しているため負担無く将来性のある新事業に進出できるものであり、いずれも経済合理性があり必要性があるものと判断されるとされました。また、当社グループは金融機関からの借入の増額は相当に困難であるが、事業上の要請から子会社化は不可欠であり子会社化を現物出資により行なうことは相当であると判断するとの意見をいただきました。

もう一方の新株予約権の発行については、設備投資については顧客より生産・出荷依頼を受けており、断ることは将来の競争を作る結果となること、中期的にも受注が急減しない確度が高いことから生産能力拡大のための設備投資は必要であるとされており、また競争力の強化・利益の確保のための半自動化機械の導入は必須であり、自動化は業界他社も進めており乗り遅れると著しい競争力の低下をもたらすという、必要性に関する意見をいただき、相当性については当社の置かれた状況では新株発行以外の資金調達は困難で、新株発行による希薄化を回避し設備投資を行わなかった場合の競争力の低下は明らかで少数株主の利益を図る結果とならないため相当であるとされました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に追加が生じております。「事業等のリスク」として次の通り追加します。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成22年11月18日）現在においてもその判断に変更はありません。

4 [事業等のリスク]

< 前略 >

～ 略

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年11月18日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行及び株式会社シンクテック・インベストメントを割当予定先とする第三者割当増資（現物出資）を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は62,240個（直前の基準日である平成22年6月30日現在の株主名簿に同年7月20日の公募増資による4,500株の新株発行分を加味して計算しております。）であり、今回、第三者割当により同社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数11,120株に第三者割当増資（現物出資）により発行する新株式の数4,522株を合わせた15,642株に係る議決権数は15,642個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は25.13%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は20.08%）となり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、新株予約権による資金調達には当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を図るものであり、第三者割当増資（現物出資）は当社グループの競争力の維持並びに負担が少ないまま新規事業への進出を可能とするものであり、いずれも中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であると判断しております。

大株主としての経営権について

平成22年11月18日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の14.28%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

現物出資財産として譲り受けた3社について

当社は3社の技術等を確認した上で現物出資の受け入れを決定しておりますので可能性は低いと思いますが、3社の業績が計画通りに進捗しなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。また、3社を譲り受けたことに伴い連結決算の対象範囲が拡大する可能性があります。3社は中国の会社で未上場でもあり相応の管理レベルとなっており、内部統制も含めて上場企業の一員として耐えられるレベルの管理水準に短期間に引き上げる必要があります。短期間にレベルアップができなかった場合、当社グループの運営に悪影響が生じるリスクがあります。

資金調達に関わるリスク

当社は平成22年11月18日開催の当社取締役会において、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善目的として、増加運転資金、製造ラインの増設資金、及び製造ラインの半自動化資金を資金使途とするOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善に支障をきたす可能性があります。

知的財産権について

<略>

継続企業の前提に関する重要事象等

<略>

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成22年3月30日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成22年11月18日）までの間において、以下のとおり変化しております。

なお、平成22年10月1日から本有価証券届出書の提出日（平成22年11月18日）までの間に新株予約権の行使によるものは含まれておりません。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成22年7月20日（注）	297,837	2,509,926	297,832	2,945,720

（注） 公募増資による増加であり、詳細は下記の通りであります。

発行期日	平成22年7月20日
調達資金の額	582,969,500円（差引手取概算額）
発行価額	141,900円
募集時点における発行済株式数	57,740株
当該増資による発行株式数	4,500株
当初の資金使途	設備投資並びに増加運転資金
支出予定時期	平成22年7月以降
現時点における充当状況	全額充当済み

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年4月15日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年7月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において2,342,694千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

シコー株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1) たな卸資産（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。」
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2) 有形固定資産（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シコー株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

シコー株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当事業年度において3,764,992千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針3. たな卸資産の評価基準及び評価方法(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「重要な会計方針4. 固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。